

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 30 年度	次回見直し予定	平成 35 年度
条 例 名	神奈川県地震災害対策推進条例				
条 例 番 号	平成 25 年神奈川県条例第 1 号	法規集	第 5 編第 5 章		
所 管 室 課	くらし安全防災局防災部災害対策課				
条 例 の 概 要	地震災害対策の総合的な推進を図り、全ての県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、地震災害対策について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その基本となる事項を定める。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模地震の発生の切迫性が指摘されている。本条例は、地震災害対策の総合的な推進を図るために必要な事項を定めており、今後も継続が必要である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例で定める基本理念に基づき、自助・共助・公助が連携した防災・減災対策を継続的に推進するなど、有効に機能している。			
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、実施する対策の基本事項を定めることにより、自助・共助・公助が連携した防災・減災対策の取組の促進につながっており、効率的な内容である。			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例は、全ての県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するものであり、「大規模な災害への対応力の強化」を掲げる「かながわグランドデザイン」に適合するものである。			
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しないか。 ）	本条例は、地震災害対策について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めるものであり、憲法、災害対策基本法など法令に抵触しない内容である。			
	その他	関係法令の改正を踏まえ、用語の整合を図る。			
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、運用の改善等の必要はない。 なお、関係法令の改正を踏まえ、用語の整合を図るため改正を検討する。	